

JASA News 20YY年度 **027号**をお届けいたします。

このメールはJASA会員の**代表者様・副代表者様・連絡ご担当者様**、ご指定いただいた「教育」・「人事」・「総務」・「技術」各分野のご担当者様、ならびに受信ご希望者に送信しています。

»» 各記事について、**ご関係者様への転送**をお願いいたします。««



1. ハードウェア知識講座(オンライン開催)
2. 会員イベント情報「日本システム開発」
3. サプライチェーン全体での支払の適正化



★ [御社のイベント・製品情報](#)をJASAから業界配信いたします。

☆ [採用・教育・総務・技術](#) ご担当者を「送信先に追加登録」してください。

© [会員向け専用サイト](#) 会員限定サービス・会員情報配信・会員情報変更

---

## 1. ハードウェア知識講座(オンライン開催)

---

(教育研修コンテンツ事業推進委員会)

ハードウェア特性を知った上で設計を実施しないと、製品寿命が短くなる、性能が最大限に引き出せない、出荷後に製品品質でトラブルが発生する等の問題が出てきます。

「ソフトウェアエンジニアが知っておくべき」ハードウェア知識をカバーするセミナーはあまり見かけません。「本来知識を習得する場が必要ではあるが、その知識を習得する機会がない」点をカバーするために企画し、毎年ご好評をいただいています。

開催日時 2025年12月11日(木) & 12月18日(木) 各回14:00~17:00 3時間 x 2回

開催手法 オンライン開催

\* 当日聴講できない方や再受講用にオンデマンド配信をいたします(2026年1月まで)

対象者 組込みソフトウェア開発の中級技術者(経験3年程度以上)

業務としてハードウェア知識が必要と感じている方}

到達目標

ソフトウェア開発者が知っておくべきハードウェア知識を得ることで品質リスクを軽減させるための考え方を習得

ソフトウェア要求分析や設計の上流で品質を作り込む仕事の進め方を学び想定外を未然に防止する定石を習得

参加費用

JASA会員 11,000円/人(税込) 一般参加22,000円/人(税込)

詳細・お申込み

<https://www.jasa.or.jp/lists/hardwarecourse2025/>

---

## 2. 会員イベント情報「日本システム開発」

---

(ビジネス交流委員会)

### Krugleプラットフォーム

日本システム開発では、実用性と安全性を兼ね備えたAIプラットフォーム「Krugle」を販売しております。現在、開発効率のさらなる向上を目指し、Krugleプラットフォームを基盤とした追加コンテンツの開発を進めています。このたび、「ソフトウェア開発プロセスにおける下流工程の効率化に特化したKrugleプラットフォームの活用事例」をテーマに、事例紹介を行います。

開催日時 2025年11月14日(金) 14:30~17:50 18:00~懇親会

開催場所 ビジョンセンター東京虎ノ門 受付4F 開場6F

主催: クリューグル株式会社

協賛: 日本システム開発株式会社

詳細・お申込み [https://www.nskint.co.jp/category/pr\\_news/](https://www.nskint.co.jp/category/pr_news/)

---

## 3. サプライチェーン全体での支払の適正化

---

(中小企業庁)

物価上昇に負けない賃上げの原資を確保できるようにするため、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる取引環境の整備が重要であることから、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和8年1月1日に施行され、下請代金支払遅延等防止法は、中小受託取引適正化法（以下「取適法」といいます。）となります。

取適法では、製造委託等に係る代金の支払について、手形払を禁止するとともに、電子記録債権や一括決済方式といったその他の支払手段についても支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難なものを禁止しています。

取適法の施行に伴い、製造委託等代金を支払う事業者が、そのサイトを円滑に短縮するためには、自らが受け取る代金のサイトが短縮されることはもとより、その川上の事業者も含めたサプライチェーン全体でサイトが短縮されることが重要となります。

そのため、取適法の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でのサイト短縮の取組や、サイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響にも配慮する必要があります。

### 【サプライチェーン全体での支払の適正化について】

1. 令和8年1月1日から取適法が施行され、同日以後の発注に係る製造委託等代金の支払に手形を交付することが禁止されること。また、電子記録債権や一括決済方式等の現金以外の支払手段についても、物品等の受領日から起算して60日以内に定められる代金の支払期日までに当該代金の満額に相当する金銭を受領することができない場合は、その使用が禁止されること（例えば、物品等の受領日から起算して60日を超える満期を設定した電子記録債権又は一括決済方式を使用する支払は、原則として禁止される。）。

2. 取適法対象外の取引についても、サイトを製造委託等に係る物品等の受領日から起算して60日以内に短縮する、代金の支払をできる限り現金によるものとする等、サプライチェーン全体での支払の適正化に努めること。とりわけ、建

設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払の適正化とともに、前払比率、期中払比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。

〃〃〃〃 発 信 元 〃〃〃〃

一般社団法人 組込みシステム技術協会

本部事務局 [jasainfo@jasa.or.jp](mailto:jasainfo@jasa.or.jp)